

<p>(アイヌ政策調整官及び開発専門官) 第三十二条 北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十三人を置く。 2・3 (略) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十九人以内を置く。 2 (略) (技術検定委員) 第百六十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による技術検定に関し専門の事項を調査審議させるため、国土交通省に、技術検定委員百二十人以内を置く。</p>	<p>(アイヌ政策調整官及び開発専門官) 第三十二条 北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十四人を置く。 2・3 (略) (企画専門官) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十三人以内を置く。 2 (略) (技術検定委員) 第百六十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による技術検定に関し専門の事項を調査審議させるため、国土交通省に、技術検定委員百五人以内を置く。</p>
---	---

第二条 国土交通省組織規則の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官) 第三十九条 広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官一人を置く。 2・5 (略) (削る) 6 (略) (不動産業指導室及び不動産政策企画官) 第四十三条 不動産業課に、不動産業指導室及び不動産政策企画官一人を置く。 2 不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 宅地建物取引業者及び積立式宅地建物販売業者の監視及び監督に關すること。 3・4 (略) (削る) (企画専門官) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百一人以内を置く。 2 (略)</p>	<p>(広域制度企画室及び調整室並びに広域政策企画官及び広域地方計画官) 第三十九条 広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域政策企画官及び広域地方計画官それぞれ一人を置く。 2・5 (略) 6 広域政策企画官は、命を受けて、広域地方政策課の所掌事務に關する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に關する事務をつかさどる。 7 (略) (不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官) 第四十三条 不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。 2 不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 宅地建物取引業者及び積立式宅地建物販売業者の監視及び監督に關すること(不動産業監視官の所掌に属するものを除く)。 3・4 (略) 5 不動産業監視官は、命を受けて、不動産業に係る業務の適正化に關する企画及び立案並びに調整並びに不動産業を営む者の監視に關する事務で特定事項に關するもの(参事官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。 (企画専門官) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十九人以内を置く。 2 (略)</p>

附則
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年六月一日から施行する。